

議案第 7 2 号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 7 条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「第 1 1 1 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 1 9 3 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第 1 1 1 条第 1 号において同じ。）が」に、「）のうち」を「第 1 1 1 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第 1 9 2 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第 1 1 1 条第 1 号において同じ。）のうち」に、「第 8 3 条第 1 項に規定する通いサービス」を「第 8 3 条第 1 項又は第 1 9 3 条第 1 項に規定する通いサービス」に、「同項」を「指定地域密着型サービス

基準条例第 8 3 条第 1 項」に、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「
 「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 1 9 3 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所について」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 8 3 条第 1 項」の次に「又は第 1 9 3 条第 1 項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所等」に、「2 5 人」を「2 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 6 3 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、1 8 人）」に改め、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第 1 1 1 条第 2 号において」を「以下」に改め、「1 5 人」の次に「（登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、1 2 人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	通いサービスの利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人
2 9 人	1 8 人

第 9 7 条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 8 7 条第 2 項第 1 号」の次に「又は第 1 9 7 条第 2 項第 1 号」を加え、同条第 4 号中「当該指定小規模多機

能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、
「第 83 条」の次に「又は第 193 条」を加える。

第 111 条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、
「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第 83 条第 5 項」の次に「又は第 193 条第 6 項」を加え、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9 人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）」を加え、同条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 87 条第 2 項第 2 号ウ」の次に「又は第 197 条第 2 項第 2 号ウ」を加える。

第 184 条中「、第 147 条及び第 170 条」を「及び第 147 条」に改める。

附則第 3 項及び第 4 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービス又は宿泊サービスを基準該当生活介護又は基準該当短期入所とみなすこと、指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例措置を延長すること等のため、この条例を制定するものである。